### 期日前投票を利用してください

投票日に用事や仕事、旅行、病気などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができま す。期日前投票の際には、「期日前投票宣誓書」に所定の事項を記入することが必要です。あ らかじめ、選挙のお知らせはがきの裏面に掲載している「期日前投票宣誓書」に必要事項を 記入しておくと、投票の受け付けが早く済みます。期日前投票される際は活用してください。 ※今回の選挙から、期日前投票所によって投票期間が異なりますので、注意し てください

### 期日前投票所

●廿日市市役所 7 階会議室

10<sub>月</sub>25<sub>日 金</sub>~11<sub>月</sub>9

●佐伯支所・吉和支所・大野支所・宮島支所

11<sub>月</sub> 2 <sub>日(土)</sub>~11<sub>月</sub> 9

※期日前投票所よって投 票期間が異なります

- ※各投票所とも投票時間は8時30分~20時
- ※土曜日、日曜日および祝日も投票できます

記載例(はがきの裏面)

### 期日前投票宣誓書

私は、平成25年11月10日執行の広島県知事選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票を したく、以下の記載が真実であることを誓います。 平成25年〇〇月〇〇日

廿日市 太郎 氏名 該当する□に 🗸 を記入してください。 ☑仕事、学業、冠婚葬祭などに従事 生年月日 明・大 昭・平 25 年 11 月 10 日 口上記以外の用事又は事故のため、他の市区町村又 は投票区域外に外出、旅行、滞在 □病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難 ※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要 □住所移転のため、他の市区町村に居住

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日などを記入するほか、はがきに書いてある4つの 理由の中から一つを選んでいただくだけで結構です

※投票用紙を請求するためには 「郵便等投票証明書」が必要で 11月6日 請は、常時受け付けて で手続きをしてください ので、早めに選挙管理委員会 「郵便等投票証明書」の申 (K) います

がある人で、 員会に投票用紙の請求をすればを持っている人は、選挙管理委 郵便などにより自宅で投票でき 法で定める重度の障がいなど 不在者投票 郵便等投票証明書

※投票用紙の請求期限

続きをしてください。日数がかかるので、 ◇郵便などによる自宅での 在先の選挙管理委員会で投票し 投票用紙を郵送しますので、滞 委員会に請求すると、 会で投票することができます。 投票日までに帰ることができな てください 人は、滞在先の選挙管理委員 投票用紙を廿日市市選挙管理 早めに手 滞在先に

職員に申 ◇滞在先での不在者投票 出張などで市外に滞在中で、

者投票ができます。 ができる指定を受けた病院や老 いる人は、その病院などで不在 ムなどに入院(所)して し出てくださ 病院などの

# (日)

### 問合せ

廿日市市選挙管理委員会事務局

**23**309101 **द्व**@1111

佐伯支所 (選挙担当) 吉和支所 (選挙担当) **क**@2112 **2**30 2005

**2**(4)2000

大野支所 (選挙担当) 宮島支所(選挙担当)

### に問い合わせてください前の市区町の選挙管理委員会の投票となりますので、転入 いる人は、原則、前住所地で町の選挙人名簿に登録されて出をした人で、転入前の市区 ※7月24日以降に、県内の他の き住所を有することの証明課など)が発行する「引き続れかの市区町の市民課(住民 なお、 票できます。この場合、 ピー不可)が必要となります 書」または、 市の元の住所地の投票所で投 市区町から本市に転入の届け いずれかの市区町の市民 前住所地で投票すると

証明書」または、 ※7月24日以降に県外から転入 (コピー不可)が必要となります

### 住民票の写し 一定規模以上で、不在者投票 ◇指定病院などでの不在者投票

不在者投票

### る人 前に生まれた日本国籍を有す 平成25年7 平成5年11 月 日以

※市内から県内の他の市区町 引き続き市内に住んでいる の住所移転は1回に限り、 に本市に転入の届け出をし 住民票の写し(コ

票ができます。投票所の職員に自分で字が書けない人は代理投手が不自由であるなどのため、目が不自由な人は点字投票が、 出てください

きは、

課(住民課など)が発行する

引き続き住所を有することの

のお知らせハガキにも記載して あります 点字投票や代理投票

ちに掲載予定です。また、選挙ては、11月1日号広報はつかい投票所および投票時間につい

### 投票日・ 投票時間

てください。 ください 人名簿に登録されていれば投票 はがきがない場合でも、選挙 投票所で申し出

# め、投票するときに持って来てを郵送します。記載事項を確かしたはがき「選挙のお知らせ」投票の日時・場所などを記載

に転出した人は投票できません を送ります 選挙のお知らせはがき

選挙権がある人